



県 章

# 滋賀県公報

平成 18 年 (2006 年)  
3 月 24 日  
号 外 (1)  
金 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

## 目 次

監 査 委 員 公 告	
監査の結果に関する報告の公表公告 .....	1

## 監 査 委 員 公 告

### 監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 2 項の規定に基づき執行した行政重点監査の結果に関する報告を、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

平成 18 年 3 月 24 日

滋賀県監査委員	家 森 茂 樹
"	朝 倉 克 己
"	柘 勝 次
"	中 森 武

### 監査の結果に関する報告

#### 第 1 監査のテーマ

調査研究事業の外部委託について

#### 第 2 監査の趣旨・目的

社会経済情勢が大きく変化する中で、県民の行政に対するニーズは複雑化・多様化してきており、各部局においては、地方分権の流れの中で新しい時代に即した施策展開などを目指して、各々が所管する事務事業の実態把握や関係する情報の収集・分析、あるいは政策形成・立案のため、課題や問題点についての調査・研究や施策化の方向性の検討などを外部の専門知識・技術等を有する者に委託し、実施している。

本県では非常に厳しい財政状況にあるなか、平成 16 年 12 月に「財政危機回避のための改革基本方針」を策定し、「県行政のより一層のスリム化と効率化」、「市町村との新たな役割分担と協力関係の構築」、「地域の多様な主体との協働」、「選択と集中の徹底」という 4 つの視点から、事務事業全般にわたり、その存廃にまで踏み込んで見直しを進めているところである。

このような状況の中で、調査研究委託の成果が県の政策形成・立案等にどのように活用されているかについて、経済性、効率性および有効性の観点から監査を実施し、今後の行政事務の改善に資するものとする。

#### 第 3 監査の範囲

監査の対象事業および対象機関

県が所管する事務事業の実態把握や関連する情報の収集・分析あるいは政策形成・立案のため、平成 14 年度から平成 16 年度に行政課題や施策推進上の問題点等にかかる調査研究、施策化の方向性等の検討などを外部の専門知識・技術等を有する者に委託した 414 事業から 30 事業を抽出し、当該委託事業を所管する 15 課を対象機関とした。

なお、監査対象事業の選定に当たっては、法令に基づき実施する調査研究委託事業、国からの委託により実施する調査研究委託事業および設計のみ、または測量のみの調査委託事業は除外した。

#### 第 4 監査の着眼点

監査の実施に当たっては、次の事項に着目し、実施した。

- (1) 調査研究の必要性はあるのか。
- (2) 調査研究の実施方法は適切か。
- (3) 調査研究委託の契約方法は適切か。
- (4) 調査研究委託の成果は利活用されているか。

#### 第 5 監査執行年月日

平成18年1月23日、1月24日、1月27日、1月30日

#### 第 6 監査の実施方法

監査の実施方法は、監査対象機関から提出された行政重点監査調書等により、事務局職員が予備調査を実施し、その結果を踏まえ監査委員による監査を実施した。

#### 第 7 監査の結果および意見

##### 1 調査研究の概要

###### (1) 調査研究の目的

調査研究委託を目的別に見ると、30事業中、構想や計画等の策定を目的とするものが16事業と過半を占めているが、実態把握を目的とするものやモニタリング調査、地元住民やNPOの参加を促すためのものなど多岐にわたっている。

###### (2) 外部委託の理由

調査研究を外部へ委託している理由については、専門的な知見を必要とするためとするものがほとんどであり、産業、県民生活、福祉、交通、資源・エネルギーなど広範囲の分野にわたり、特殊な技術やノウハウあるいは高度な専門的な知識を有する業者に委託している。

また、時間的制約から短期間に調査を行う必要があるものや、人的体制が整っていないことから外部へ委託しているケースも見受けられた。

###### (3) 実施方法

契約方法を指名競争入札によるもの、随意契約によるもの、コンペ方式によるものの3つに分類すると、指名競争入札が9事業で30.0%、随意契約が13事業で43.3%、コンペ方式が8事業で26.7%であった。

それぞれの契約方法ごとの落札率を見ると、指名競争入札によるものは33.0%から99.9%で平均74.7%、随意契約によるものは95.0%から100%で平均98.9%、コンペ方式によるものは91.3%から99.9%で平均98.2%となっており、随意契約およびコンペ方式の落札率は極めて高い。

委託契約額は50万円から2,919万円で、30事業の合計額は1億5,036万円であり、1事業あたりの平均契約額は501万円となっている。

また、契約期間は最短のもので48日間、最長340日間で、平均すると193日間となっている。

###### (4) 成果の利活用

委託成果の施策への反映状況については、30事業中、18事業が施策に反映されたとしている。残りの12事業は、委託成果を活かした調査研究をその後さらに行う必要があるものや施策立案作業中のものなどである。

委託の成果が施策の立案にどの程度寄与しているかについて調査したところ、施策に反映された18事業のうち14事業が、「施策の立案に大きく寄与した」としている。

また、現在、施策への反映の途上にある12事業のうち、11事業は「ある程度寄与した」としている。

費用対効果については、30事業中、2事業が「想定よりもかなり大きかった」とし、2事業が「想定よりも小さかった」としているが、他の26事業は「想定どおりであった」としている。

## 2 総括的意見

地方分権が推進される中で、地方自治体における政策形成は、地域の特性や地域からの発想を大切にしながら自前の政策を自力で構築していくことが望まれる。このため、その立案にあたって、地域をよく知り、高い専門性や優れた知識・ノウハウ、グローバルな視点を持ち、各種事例等の蓄積を有するシンクタンク等を活用し、政策提言やビジョン作成、計画策定のためのデータ収集などを行わせることは有効な手法の一つであると考えられる。しかし、その実施においては、最少の経費による執行を常に工夫し（経済性）、適切な業務内容・範囲を定めて費用対効果の高い成果を得ること（効率性）、得られた成果を確実に施策に反映させること（有効性）について、特に意を用いる必要がある。とりわけ、成果については十分な検証・評価を行うとともに、関係部局との協議等により、その十分な活用に向けて留意、工夫する必要がある。

監査の着眼点に基づく意見については、次の通りである。

### (1) 調査研究の必要性について

○調査研究の委託に当たっては、調査の目的や趣旨の明確化を図り、調査の過程では適切な指示や必要な検証を行うなどにより、本県の特性を反映した成果が得られるよう努められたい。

○委託成果としての報告書の内容を見ると、外部委託の必要性が薄く、職員自らが実施することが十分可能と考えられるものがある。調査研究は様々な目的や理由により実施されているが、安易に外部に委ねることなく、外部委託を行うに当たってはその目的、範囲等を十分検討し、高い成果を得られるよう努められたい。

### (2) 調査研究の実施方法について

○調査研究の委託を行うに当たっては、委託する業務の内容や調査期間、実施時期等について事前に十分な検討を行い、安易な設計変更や事業の中断を来さないよう計画的な執行に努められたい。

○複数の部局に関連する調査については、実施体制や相互の関連について事前に十分な協議を行い、役割分担や責任の所在を明確にするとともに、全体の進行管理、進捗調整等を行う部署を決定しておく必要がある。また、県立の大学や試験研究機関との連携・協力を求めることで、より効果的な執行が図られたと考えられるものもあることから、そうした機関との連携についても検討されたい。

○外部に委託するのは、シンクタンク等の高い専門性や豊富な技術ノウハウが期待できるからであり、目的達成に最も有効な能力の活かし方について十分検討する必要がある。単なる現状把握等の調査に留めるのか、調査結果に基づく具体的な企画提案まで求めるのか等、委託の仕方、シンクタンク等の活用方法についても、追求する必要がある。また、施策の実現に際して課題が生じる可能性が高い場合などは、実施に向けた諸課題の予測（リスク分析）とその対策についても業務に含めるなど、シンクタンク等の持つ能力や機能を最大限に活かすような方法も考える必要がある。

### (3) 調査研究の契約方法について

○予定価格に対する契約額の割合（落札率）を見ると、契約方法の一つであるコンペ方式における落札率が平均98.2%と高いことから、企画提案時に見積額を徴し、業者決定の評価項目とするなど、価格競争性を確保するよう努められたい。

○調査研究委託における積算は調査員の人件費等が主たるものと考えられ、調査員の職種、適用する労務単価、所要日数等については、個々に類似するものを参考に積算しているので、調査研究委託にかかる設計積算技術について一層の習熟を図り、その合理性の向上に努める必要がある。

○調査研究委託契約を締結する場合、調査の目的や委託内容などにより、適切な業者を選定する必要があることから、業者の実績や特徴などの情報収集を図り、所期の成果が得られるよう努められたい。

#### (4) 調査研究の利活用について

○政策形成にかかる調査については、施策化に当たっての課題や解決の方向、新たな視点などを得る目的で実施されているが、施策の結論を誘導するための調査研究は望ましくなく、調査研究の成果を最終的に行政目的の実現に結びつけることが本来の目的であることを意識して実施されたい。

○調査研究委託において、委託業者決定までの手続きの合规性は確認できるが、調査終了後の成果物の検収においては、費用対効果やその後の利活用の状況についての検証が行われていないものもある。調査の有効性について、何らかの検証が行える仕組みを検討する必要がある。

○調査研究委託の結果、得られた成果物において、施策化に向けた課題が明らかにされているが、その解消に向けての取組みが進められていないものがある。施策化の目標年次を定めるなど、成果を有効に活かす必要がある。

### 3 個別的意见

個別の調査研究委託に係る意見は次のとおりである。

#### (1) 平成15年度「湖国まるごとエコ・ミュージアム」構想策定業務委託

----- (資料① 政策調整部 企画調整課)  
平成16年度「湖国まるごとエコ・ミュージアム」構想推進手法調査委託  
----- (資料② 政策調整部 企画調整課)

- ・「湖国まるごとエコ・ミュージアム」の概念については、県民の理解が十分ではないように思われるので、市町との連携を深め、21世紀にふさわしいライフスタイルについての考え方が県民の間に浸透し、定着していくよう事業の推進を図っていくことが必要である。

#### (2) 平成16年度琵琶湖リゾートネックレス構想現状把握調査業務委託

----- (資料③ 政策調整部 企画調整課)

- ・琵琶湖リゾートネックレス構想に基づくリゾート整備についての政策評価を実施するに当たり、必要となる基本的事項の整理・分析等を目的に委託しているが、調査報告書を見ると職員自らが実施することで十分可能であると思われるため、調査委託を行うに際しては、外部委託の必要性を十分に検討のうえ行われたい。
- ・調査委託により得られた成果に基づき、琵琶湖リゾートネックレス構想見直しの前提となる政策評価を行う予定で、平成17年3月に調査報告書の提出を受けているが、政策評価については、市町村合併が一段落する平成18年4月以降に行われる予定であり、成果が直ちに活用されていない。市町村合併を控えた時期に調査委託を行っても、直ちにその成果を活用できないことから、調査の実施時期については、十分検討する必要がある。

#### (3) 平成16年度滋賀県立文化芸術会館のあり方検討調査業務委託

----- (資料④ 県民文化生活部 県民文化課)